

旭川市学生実務研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市がインターンシップ等のキャリア形成支援を実施する場合の基本的な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 旭川市学生実務研修は、学生及び生徒（以下「学生等」という。）に対し、職業意識向上の機会及び行政への理解を深める機会を提供することを目的とする。

(身分)

第3条 受け入れる学生等の身分は、実務研修生とする。

(対象者)

第4条 受け入れる学生等（以下「研修生」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）及び高等学校（以下「大学等」という。）に在籍している者で、次の各号に掲げる基準に該当する者とする。

- (1) 服務規律を遵守することが確実であるとの信用が十分にありと判断された者
- (2) 将来、公務員の受験を希望しており、研修の成果を今後の教育研究活動及び就職活動に反映できる能力と資質を有する者

(受入手続)

第5条 旭川市は、次の各号に掲げるすべての条件を満たす場合にのみ、学生等の受入手続を行うものとする。

- (1) 大学等又は学生等から、授業科目及び就職活動の一環として、受入れの希望があった場合
- (2) 旭川市の業務に支障がないと認められる場合

2 大学等又は学生等は、受入申込を希望する場合、別に定める募集期間内に学生実務研修申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(受入所属)

第6条 旭川市は、研修生の受入所属について、学生等の要望を勘案し決定する。

(研修期間)

第7条 研修期間は、必要に応じて旭川市と大学等又は学生等が協議の上決定する。

(研修時間)

第8条 研修時間は、午前8時45分から午後5時15分までの時間とする。ただし、特に必要と認められる場合には、受入所属の所属長が別に定めることができる。

(服務)

第9条 研修生は、研修期間中は研修に専念するとともに、旭川市職員が遵守すべき法令及び規則等に従わなければならない。

2 研修生は、旭川市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 研修生は、研修期間中は研修生の指導、監督等を担当する職員（以下「指導担当者」という。）の指示に従わなければならない。

4 研修生は、研修期間中に知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならないものとし、研修終了後においても同様とする。

5 研修生は、研修の成果を論文等により外部へ発表する場合は、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

6 研修生は、原則として、研修期間中に休暇を取得することはできないものとする。ただし、病気等のやむを得ない事情が生じた場合は、あらかじめ指導担当者に連絡し、指示を受けるものとする。

(誓約)

第10条 研修生は、誓約書（様式第2号）により、服務規律の遵守に係る誓約をしなければならない。

(指導責任者及び指導担当者)

第11条 指導責任者は、研修生の受入所属（複数の場合は代表する所属）の所属長とする。また、指導責任者は、研修の円滑かつ適切な実施を図るため、所属の職員の中から研修指導の指導担当者を指名するものとする。

(研修計画)

第12条 指導責任者は、研修の内容等を定めた実務研修計画書（様式第3号）を作成し、研修生に通知するものとする。

(研修の中止)

第13条 指導責任者は、研修生が次の各号のいずれかに該当する場合、研修生の受入れを中止することができる。この場合、指導責任者は、その旨を大学等の代表者又は研修生に通知するものとする。

- (1) 研修生が第9条の服務規律に従わないなど研修態度等に問題がある場合
- (2) 研修を継続することにより、業務に支障が生じ、若しくは支障が生じることが明らかである場合

(報酬・費用弁償)

第14条 研修に要するすべての経費は研修生の負担とし、報酬及び旅費等は支給しない。

(事故責任等)

第15条 大学等及び研修生は、研修中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 研修生が旭川市又は第三者に対して損害を与えた場合は、大学等及び研修生は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

3 大学等又は研修生は、研修中の災害に備え、自らの責任により傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、当該研修の実施に関し問題が生じた場合は、その都度、旭川市と大学等又は学生等が協議の上決定する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

学生実務研修申込書

令和 年 月 日

氏名： _____

【基礎情報】

フリガナ		生年月日	年 月 日生
名前		(年齢)	(満 歳)
住所	(〒 -)		
連絡先	電話番号： E - m a i l：		
(緊急連絡先)	(〒 -) 電話番号： 住所： 氏名： 続柄：		
学歴	高 校： 大 学： その他：		
部活動 等			

【志望動機等】

希望分野	
研修希望理由	
期待すること	
関心のある 就職先 (複数可)	公務員： ☐ 国家公務員 ☐ 北海道職員 ☐ 旭川市 ☐ その他自治体 () ☐ その他公務員 () 民 間： ()
特記事項	

担当教員等 連絡先	所属氏名： 電話番号： E - m a i l：
--------------	--------------------------------

※個人情報は、実務研修のみに使用します。

(様式第2号)

誓約書

年 月 日

旭川市長

学 校 名

氏 名

私は、実務研修生として、旭川市において研修を受けるに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 研修期間中は、研修に専念するとともに、旭川市職員が遵守すべき法令及び規則等を遵守します。
- 2 旭川市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為は行いません。
- 3 研修期間中は、指導担当者の指導及び指示に従います。
- 4 研修期間中に知り得た情報（公開されているものを除く。）については、守秘義務を厳守します。研修終了後においても同様とします。
- 5 研修の成果を論文等により外部へ発表する場合は、あらかじめ市長の承認を得ます。
- 6 病気等のため予定していた研修を受けられない場合は、あらかじめ指導担当者にその旨を連絡します。

(様式第 3 号)

実務研修計画書

研修期間：令和 年 月 日 () ～ 日 () 日間
研修時間： 時 分～ 時 分
受入所属： 部 課

【研修日程】

日にち	時間	研修内容	担当課

【その他】(必要に応じて)

(担当者連絡先)

所属：
氏名：
電話：